

## 福祉車両及び電動車いす 寄贈先 募集要項

2021年4月1日

公益財団法人 鈴木道雄記念財団

### 1. 寄贈の目的

社会福祉法人へ福祉車両及び電動車いす（以下「福祉車両等」）を寄贈し、もって障害者（児）・高齢者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

### 2. 募集対象

静岡県内に所在する社会福祉法人

### 3. 寄贈内容（寄贈先は、静岡県内に限ります。）

#### （1）福祉車両

- ① 車種：軽自動車（昇降シート車 又は 車いす移動車）
- ② 台数：1法人につき1台
- ③ 負担範囲は、車体価格、登録に要する諸費用<sup>※1</sup>、基本的附属品（フロアマット、サイドバイザー）とします。  
※1 自動車取得税、自動車重量税、自賠責保険料、自動車リサイクル料、登録費用、納車費用
- ④ 軽自動車税、任意保険料<sup>※2</sup>、希望ナンバー費用、オーディオ、カーナビ等は、寄贈を受けた法人の負担とします。  
※2 任意保険は必ず加入し、毎年更新をお願いします。
- ⑤ 納入ディーラーは当財団が指定します。ディーラーとの契約は当財団とし、車両名義は寄贈を受ける法人とします。
- ⑥ 車体の両側面及びバックドアに、当財団のシンボルマーク及び名称を名入れさせていただきます。

#### （2）電動車いす

- ① 車種：電動車いす（ジョイスティック操作型 又は ハンドル操作型）
- ② 台数：1法人につき1台
- ③ 負担範囲は、車体価格とします。
- ④ 電動車いす保険料<sup>※3</sup>、アクセサリ等は、寄贈を受けた法人の負担とします。  
※3 電動車いす保険は、加入を推奨します。
- ⑤ 納入ディーラーは当財団が指定します。ディーラーとの契約は当財団とします。
- ⑥ 車体の左右及び後方に財団のシンボルマーク及び名称を名入れさせていただきます。

注：（1）福祉車両 及び（2）電動車いすの重複応募は可能ですが、寄贈は（1）又は（2）のどちらかとなります。

### 4. 応募方法

当財団ホームページの「申込書」を印刷し必要事項を記入の上、下記の書類を添えて、郵送にて当財団宛にお送りください。

#### 【添付書類】

- ① 定款
- ② 会報誌・パンフレット等、法人の特徴や事業内容のわかるもの
- ③ 前年度事業報告書（利用施設に関する部分のみ）
- ④ 当年度事業計画書（利用施設に関する部分のみ）

※計算書類は、インターネット等の開示情報を参照させていただきますが、情報が不足する場合は、別途必要書類をご提出いただきます。

※ご提出いただいた書類等は返却できませんので、あらかじめご了承ください。

【応募締切】2021年5月31日 必着

## 5. 選考方法

審査基準をもとに、当財団の審査委員会において審査し、寄贈先を決定します。

なお、申請内容に関して電話又はメールによる問合せや訪問調査を行う場合があります。

### 【審査基準】

- ① 福祉車両等の必要性が高いこと、もしくは、より緊急性があること
- ② 福祉車両等を日常的に有効活用すること
- ③ 福祉車両等が、活動やサービスの充実につながること
- ④ 健全な財務内容であること
- ⑤ 福祉車両等の維持管理を適切に行えること
- ⑥ 電動車いすの使用に際し、適切な指導者がいること

## 6. 審査結果通知

当財団から、6月末までに法人の代表者を通じて審査結果を通知します。

なお、審査結果及び審査内容に関わるお問い合わせには、応じられません。

## 7. 寄贈先の公表

寄贈が決定した場合、当財団関連の印刷物・ホームページ等で法人名・施設名・寄贈内容を公表させていただきます。

## 8. 寄贈式

寄贈が決定した場合、9月中旬頃（予定）に開催する寄贈式にご参加いただき、同日をもって福祉車両等をお引き渡しします。

## 9. 個人情報の取扱い

申込書類に記載された個人情報は、審査及び審査結果の連絡、車両登録に使用し、その他の目的に使用することはありません。

## 10. 使用状況の報告

- (1) 福祉車両：寄贈から初回車検まで毎年1回、使用状況報告書をご提出いただきます。
- (2) 電動車いす：寄贈から6か月後・1年後の計2回、使用状況報告書をご提出いただきます。

## 11. その他注意事項

- (1) 福祉車両について、当財団の寄贈事業のほか、他の団体が行う寄贈・助成事業にも応募いただくことは可能です。但し、当財団からの寄贈決定後1年間は他の団体が行う福祉車両の寄贈・助成をご辞退いただきますので、予めご了承ください。  
なお、電動車いすについてはこの限りではなく、寄贈の重複が可能です。
- (2) 申請内容に虚偽がある場合、寄贈代金相当額の返還を求めることがあります。
- (3) 寄贈品は、第三者への転売・権利譲渡はできません。
- (4) 寄贈品を廃車・処分する場合には、必ず事前に事務局へご報告ください。事務局にて調査を行い妥当と認めた場合のみ、廃車・処分手続きを行ってください。
- (5) 電動車いすを申し込まれる際は、利用者が運転可能かどうか、十分ご確認ください。

## 12. 応募書類郵送先及び問合せ先

〒432-8611 浜松市南区高塚町 300 公益財団法人 鈴木道雄記念財団 事務局 Tel:053-447-8227 Email: info@smmfound.suzuki
---

以上